



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近代の石油産業における流通チャネル研究のための基礎資料(1)
Author(s)	内藤, 隆夫
Citation	経済學研究, 51(4), 207-225
Issue Date	2002-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32246
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(4)_P207-225.pdf



<資料紹介>

近代の石油産業における 流通チャネル研究のための基礎資料 (1)

内 藤 隆 夫

1 はじめに

本稿の目的は、近代の石油産業を素材に、今後の流通チャネル研究のための基礎資料を提供することにある。敢えてこのような「資料紹介」を筆者が行おうとする背景には、石油産業史研究におけるチャネル研究の不足がある¹⁾。ある分野の歴史研究の立ち遅れは、当該分野の資料発掘及び公開の立ち遅れと密接に関連していると考えらるならば、そのような分野で新たに発掘・収集した²⁾、とりわけアクセスが必ずしも容易でない資料に対しては、それをできるだけ利用可能な形にして公開することは、歴史研究者の果たすべき義務である。本稿はこのような問題意識に基づいている。ここで紹介する資料は、単に石油産業史研究に役立つのみでなく、今後の近代史研究において流通チャネル研究を進展させるための、一つの礎石としての意義を持ち得るであろう。

はじめに、今回の資料紹介に必要な範囲内で、主に1890年代から1910年代(明治中期から大正期にほぼ相当する)の日本石油市場の動向を、主要企業に焦点を当てつつ概観しておく

う。当該期の石油製品需要は石油ランプ用灯油が中心であったが³⁾、その供給においては、明治中期以降現在のエクソンモービル等の前身である米国のスタンダードオイル取扱の石油が第1位のシェアを占め、これをロイヤル・ダッチ・シェルの前身であるサミュエル商会取扱のロシア産石油⁴⁾が追うという展開であった。前者は1893(明治26)乃至は94年、ニューヨーク社⁵⁾が日本支店を設立して日本での直接販売体制を敷き、後者は93年タンカー輸送を開始して⁶⁾輸送費の大幅な低下を実現し、次いで1900年には日本における販売会社ライジングサン石油を設立して販売活動強化を図った。一方、国内資本の中心は、1888年設立の日本石油会社と1893年設立の宝田石油会社であった⁷⁾。両社は、1890年代までは外油との競争力という点で未だ問題にならなかったが、1900年代に入ると相次いで東京市場で自社ブランドを確立し、外油との本格的な競争関係に入る。更に、1900年代以降の輸入製品に対する相次

3) 以下では当時の慣例に従い、「石油」を「灯油」と同義に用いることとする。

4) 1900年以降、オランダ領東インド産石油も輸入するようになり、1904年以降その比重は次第に高まっていった。

5) 正式名称はStandard Oil Company of New York。以下では頭文字を取ってソコニー(SOCONY)と略記する。

6) それ故、同商会の輸入石油は「タンク石油」と呼ばれた。

7) 1921(大正10)年に合併して(新)日本石油となる。

1) 石油産業史における研究史整理については、本稿で掲げる資料を活用した実証論文(以下「別稿」と略記)を準備中であり、その中で詳述するつもりである。

2) 今回の資料の収集に当たっては、日石三菱株式会社及びその特約販売店の御協力によるところが大きいことを特記しておきたい。

ぐ関税増徴も、フォロワーたる国内資本の競争力強化を後押しした⁸⁾。こうして1900年代後半には、ソコニー・ライジングサン・日本石油・宝田石油という、内外の主要4社が競争するという市場構造が成立したと考えられる⁹⁾。

本稿では、こうした内外4社の競争的な市場構造の成立・展開と密接な関連を有すると思われるところの、当該期の各社の流通チャネル整備に関して、実証的に検討を進めるための基礎資料でありながら、紙幅の制約等から実証論文においては到底収録することが不可能と思われる資料を、まとめて紹介することにした。

なお、本稿で紹介する資料群には、その時期と性格に関し、次のような特徴が認められる。即ち、①取り扱う資料は、1890年代から1910年代の時期のものである、②資料の性格は、主要4社の何れかと石油問屋¹⁰⁾との関係に関するものに限定される、というものである。この理由について、詳しくは準備中の別稿で述べることになるが、要するに近代の石油産業史における流通チャネル研究では、この2点が分析上の焦点となると考えるからである。

以上の点に注意しつつ、以下では各社別に資料の性格・内容についての簡単な解説を加えながら進めていきたい。

2 1890年代から1900年代のソコニーに関する資料

以下で掲げる3つの資料は、当該期のマーケット・リーダーであったソコニーと石油問屋

との契約書である。

資料1は、1897(明治30)年にソコニーが大阪の石油問屋岩井文助¹¹⁾と結んだ、「松函印」(アトランティック)石油の先物を、岩井が「買取」ることを約した「約定書」である。現金払いが義務づけられていること(二)、ソコニー倉庫からの引取を岩井の自弁で行うこと(三)等が定められる一方、リポートに関する規定等は見られない。また、印刷された、定型と思われる契約書がこの時点で早くも使われている¹²⁾ことは、後述の日石の事例と比して注目される。

資料2¹³⁾は、「神戸スタンダード連合六販売店」¹⁴⁾の大津(滋賀)・岸和田・貝塚熊取(大阪)地方一手販売者である山崎秀四郎と、徳野吉寿郎以下合計8名¹⁵⁾との、米国産石油¹⁶⁾に関する「取為換契約証」である¹⁷⁾。契約日の記載がないが、第拾壹条から、1904年5月頃かと推測される。山崎、及び徳野以下の製品引取義務数量が定められていること¹⁸⁾(第貳条)、山崎の口銭が設定されるとともに山崎・徳野らの再販売価格維持契約がなされていること(第参、十条)、徳野以下は現金払いが義務づけられていること(第四條)、「露油」(ライジングサン取扱製品)取扱厳禁を定めていること(第

11) 岩井文助については別稿で紹介する。

12) なお、資料2は手書きの、資料3は印刷された文書である。

13) 同資料の閲覧に当たっては、徳野石油株式会社取締役社長徳野吉右衛門氏に大変御世話になった。

14) ソコニー神戸営業所と取り引きする有力石油商6店と思われるが、詳細は不明である。

15) 徳野家は幕末以来の油商であることが判明しているが、他の登場人物については不詳である。

16) 中心となる製品は、第九条から「上松」(アトランティック)及び「塔印」(チャスタ)と推測される。この2つはともに高級品であった。モービル石油株式会社[1993]68~69頁。

17) 冒頭の「一」を見る限りでは、「連合六販売店」と山崎と徳野らとの、三者間契約の如くにも思えるが、第壹条以下の内容から、山崎は連合六販売店の上記地方における一手販売者である、と解釈した。

18) 後者の引取数量については、但し書きの部分から、単なる努力義務を示したものと解し得る。

8) 日石・宝田の事業展開については、内藤[1998]及び同[2000]を参照されたい。なお4社の市場地位の位置付けについては、別稿で述べる。

9) 本段落においては、研究史で触れられていない内容を実証抜きで断定した部分があるが、その点に関しては別稿で詳細に検討する予定である。

10) ここで言う「問屋」の定義についても、別稿で述べることにする。

六、七条), 等が注目される。

資料 3 は, 1909 年にソコニーと灯油「売捌代理商」内藤宗七¹⁹⁾との間で結ばれた「契約書」である²⁰⁾。販売区域割当制(テリトリー制)を実施していること(但し販売区域が未記入)(第壹條), 内藤の口銭を設定していること(第貳條), 小売商や 3 次店への販売活動は内藤の「自己計算」に委ねられていること(第四條), 専属店であることを明確化していること(第五條), 内藤の先物取引を禁止していること(第六條), ソコニーへの「売得金全額」の送金期限は内藤の販売日から 30 日以内であること²¹⁾(第八條), ソコニーが内藤の営業状態をいつでも検査する権利を有すること(第七, 九, 拾式條), 等が目につく。

資料 1, 資料 3 を見る限り, 後掲の他社の契約書と比較して問屋にとって厳しい内容であると考えられる。但し資料 1~3 は, 先物取引契約, 3 次店と 4 次店間の契約, そして所謂特約販売店²²⁾との契約と, それぞれ性格が異なることに注意が必要であり, ソコニーと問屋との関係の時期毎の変化は, 先行研究も利用しながら慎重に検討せねばならない。

資料 1

先物 此約定ハ現行五分ノ輸入税ニ基キ取結ビタル者ナレバ今後輸入税ノ割合変更スルトキハ其割合ニ従ヒテ此約定ノ直段ヲ増減スベキコトヲ売買主双方共ニ承諾セリ

約定書

一、紐育スタンダード石油会社(下文売主ト称ス)ハ本日岩井文助へ本年八月フルドルヒヤ港ヲ出帆スベキ筈若クハ出帆セシ帆□メ

□—フrint 号ニテ海上或ハ航海中ノ危険遅滞若クハ不慮ノ災難ノ外到着スベキ松函印石油(中三割迄)五千箱ヲ一箱金貳円〇八錢替ニテ売渡シ岩井文助ハ(下文買主ト称ス)前記石油ヲ売主ヨリ買取タリ

二、売主ハ代金受取済ノ上前記石油ヲ買主ヘ引渡スコトヲ約束セリ

三、買主ハ前記石油ノ代金ヲ支払フコト及石油引渡準備出来ノ通知書ヲ受取りタル日より六十日間に内自弁ヲ以テ売主ノ倉庫ヨリ前記石油ヲ引取ルコト及若シ其期限内ニ引取り了ラザルトキハ双方承諾ノ延期日数ニ対シ一箱ニ付一□月(其以内トモ)金參錢ノ割合ヲ以テ売主ヘ庫敷料火災保険料及利子ヲ支払フコトヲ約束セリ

四、売主及買主双方共前記石油引渡前若クハ引渡中其全部若クハ一部火災ノ為焼失セルトキハ其焼失ニ罹リタル部分ノ契約ハ無効タルベキコトヲ約束セリ

五、売主ハ買主ヨリ約定金トシテ金五百円ヲ受取りタリ買主ニ於テ此約定ヲ履行シ了リタルトキハ右約定金ヲ買主ニ返済スルコトヲ約束セリ

六、買主ニ於テ此約定ヲ履行セザルトキハ前記約定金ハ売主ニ於テ之ヲ没収シ且此石油再売渡ニ付テ生ズル損失ヲ買主ヨリ売主ヘ支払フベキコトヲ約束セリ

右約定違背ナキヲ証スル為メ売主及買主共茲ニ各自記名調印ス

明治三十年八月二十八日

(同内容の英文あり。)

(日石三菱株式会社所蔵資料。なお、傍線は筆者。また、□は判読不能な文字を表す。以下の資料についても同様。)

資料 2

為取換契約証

一 神戸スタンダード石油会社連合六販売店ト米國産石油ヲ大津, 岸和田, 貝塚熊取地方一手販売方契約者タル山崎秀四郎ト徳野吉

19) この人物, 及び連帯保証人の市川要蔵・市川平兵衛の 2 名についても, 詳しいことはよく分からない。

20) 未記入の箇所が幾つかあり, 下書きかとも思われるが, 詳細は不明。

21) 送金期限までの期間, ソコニーから内藤に信用が供与されていることになる。

22) 特約販売店については後述する。

寿郎, 高田源四郎, 中野利三郎, 谷良造,
小田友吉, 岸上市太郎, 小山常次郎, 藤原
角次郎トノ間ニ前記石油販売ニ付相互ニ利
益ヲ保護スル目的ヲ以テ左之契約ヲ締結ス

第壹条 此契約中前記山崎秀四郎ヲ売人トシ之
 ヲ甲者ト称シ徳野吉寿郎以下七名ヲ買
 人トシ之ヲ乙者ト称ス

第貳条 甲者ハ連合六販売店ニ於テ壹ヶ年壹万
 五千函之責任引取荷物ヲ有スルヲ以テ
 乙者ハ其責任荷物ノ中左記ノ通亦責任
 ヲ以テ引取ルノ義務アルモノトス

一 六百函 徳野

一 壹千貳百函 高田

一 七百函 中野

一 壹千貳百函 谷

一 壹千貳百函 小田

一 六百函 岸上

一 壹千貳百函 小山

一 五百函 藤原

以上壹ヶ年ノ引取荷物数ヲ示ス

但シ專意販売ノ上責任数ニ滿タザルトキ
ハ此限ニアラズ

第參条 甲者ハ手数料トシテスタンダード石油
 会社神戸支店建直段ヨリ一函ニ対シ凡
 テ貳銭高ヲ以テ乙者之注文ニ応ジ其所
 得トス

第四条 乙者之代金支払ハ凡テ現金トス若シ乙
 者ニ於テ先物約定ヲ甲者ニ委任スルト
 キハ其約定成立ト同時ニ既定ノ保証金
 ヲ差入ルモノトス

但シ甲者ハ乙者ヨリ荷物注文ヲ委托セ
 ラレタルトキハ直ニ連合店ニ向ツテ其
 手續ヲナスト雖ドモ其手續中之價格高
 低ハ凡テ乙者ノ責任トス

第五条 乙者之引取荷物ハ凡テ海運ヲ以テシ岸
 和田港ニ於テ甲者ヨリ受取ルモノトス
 但シ其運賃ハ乙者之負担トシ且海上荷
 物之責任ヲ負フモノトス

第六条 乙者ハ甲者供給油之外露油其他諸油ヲ
取扱フコトヲ得ズ若シ之ヲ犯スモノア

ルトキハ契約ヨリ除名ス

但シ駆虫油ハ此限リニアラズ

第七条 甲乙両者ニ於テハ露油營業者ニ向ツテ
 一品タリトモ販売スルコトヲ得ズ若シ
 違反者アルトキハ契約ヨリ除名ス

第八条 甲者ハ神戸表價格ノ變動毎ニ其商況ヲ
 乙者ニ通信スルノ責任ヲ有ス但シ其費
 用ハ甲者ノ自弁トス

第九条 乙者其他ニ於テ上松及塔印石油之罐函
 ヲ利用シ模造□造其他奸惡ナル手段ヲ
 以テ該商標ヲ侵害スル行為者又ハ不正
 行為之嫌疑者アルヲ發見シタルトキハ
 直ニ之ヲ甲者ニ急報シ甲者ハ亦六販売
 店ニ急報スル之責任アルモノトス

第十条 甲乙両者ノ販売建直段ハ乙者買入價格
ヨリ參銭高以上トス

第拾壹条 本契約ハ明治參拾七年六月壹日ヨリ
參拾八年五月ニ至ル滿壹ヶ年トス
 但シ期間滿了之節ハ相方合意ノ上繼
 続スルモノトス

第拾貳条 甲者ハ駆虫油ノ外石油營業者以外ニ
 販売セザルモノトス

泉南郡岸和田浜町五百七拾五番屋敷
 山崎秀四郎 (印)

泉北郡大津村字下條大津三百六拾七
 番地 小山常次郎 (印)

泉南郡貝塚町大字貝塚西九十七番屋
 敷 高田源四郎 (印)

同郡同町同字西拾貳番屋敷 中野利
 三郎 (印)

泉南郡□近義村大字脇浜第百貳拾四
 屋敷 徳野吉寿郎 (印)

泉南郡岸和田町大字□貳拾番屋敷
 岸上市太郎 (印)

泉南郡岸和田村第百四十九番屋敷
 小田友吉 (印)

泉南郡岸和田町大字岸和田□第百四
 十□□ 谷良造 (印)

泉北郡南池田村大字三林 藤原角次
 郎 (印)

(徳野石油株式会社所蔵資料。)

資料 3

契約書

明治四拾貳年九月三十日

日本帝国横浜市其他ニ於テ営業スル「ゼ、スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、ニュー、ヨーク（以下会社ト称ス）ヲ第壹当事者トシ内藤宗七埼玉県桶川町参十七番地（以下売捌代理商ト称ス）ヲ第貳当事者トシ右両者ノ間ニ本契約ヲ締結シタリ売捌代理商ハ日本帝国ノ法律ニ準拠シテ茲ニ自己及相続人、承継者及代表者ヲ羈束ス

第壹條、会社ハ売捌代理商ヲ明治四拾貳年拾月壹日ヨリ 市（及ヒ将来会社ヨリ書面ヲ以テ指示シ且売捌代理商ノ承認シタル其他ノ場所）ニ於ケル会社ノ灯油売捌代理商ト定メ而テ右代理商ハ本契約ニ依リ其業務ニ従事スヘキコトヲ約諾シタリ本契約ハ以下定ムル所ニ依リ終了スル迄ハ継続スルモノトス
売捌代理商ハ会社カ同人ノ販売地域トシテ割当テタル区域内ニ於テ其業務ヲ継続スヘシ而シテ売捌代理商ニ於テ右地域、定価及ヒ物件保管ニ関スル本契約ノ規定若クハ其他相当ノ指図ニ違反シタルトキハ会社ハ違約金ヲ売捌代理商ニ課スルコトヲ得右違約金ハ現金ヲ以テ支払フカ又ハ売捌代理商ニ支払フヘキ口銭アルトキハ其内ヨリ之ヲ差引クヘシ而シテ売捌代理商ハ右ニ対シ何等異議ヲ申立サルハ勿論何等法律上ノ手続ヲモ求メサルヘキヲ約諾ス
右売捌代理商ハ会社ノ指図ノ下ニ其灯油ヲ口銭ニヨリ販売スル以外ノ事柄ニ関シテハ如何ナル意味ニ於テモ会社ノ代理人ニアラサルコトヲ明諾ス
猶売捌代理商トシテモ会社ノ代理人ニアラサルコトヲ約諾ス

第貳條、会社ハ売捌代理商カ販売シテ其引渡ヲ

了シタル灯油壹箱毎ニ又ハ壹ユニット毎ニ金八銭ノ口銭ヲ右代理商ニ支払フヘシ

第参條、売捌代理商ハ会社ノ名義ヲ以テ若クハ其代理者トシテ何等ノ契約ヲ締結スヘカラス

第四條、売捌代理商ハ全然自己ノ計算ヲ以テ販売シ其営業ニ関スル一切ノ租税公課ハ総テ之ヲ自弁スヘシ又売捌代理商ヨリ第三者ニ販売シタル商品ニ危険若クハ損傷ノ生シタルトキハ右代理商ハ会社ニ何等ノ影響ヲ及ホササル様適当ニ之ヲ処理シ且其責任ヲ全然自カラ負担スヘキコトヲ約諾ス

第五條、売捌代理商ハ会社トノ総テノ取引ヲ誠実ニ且正直ニ為シ会社ノ機密ヲ守リ其指図ト命令トニ従ヒ会社ノ供給スル灯油ノ外何等ノ灯油ヲ販売セス又自己ノ計算ヲ以テ会社若クハ其他ノ者ノ供給スル灯油ヲ買取ラサルノミナラス此等ノ灯油買取リニ付第三者ト組合ヒ若クハ利害ヲ共ニセサルヘシ

第六條、売捌代理商ハ会社又ハ其代理者ノ隨時規定スル代価ト條件トニ基キ会社ノ灯油ヲ販売シテ其引渡ヲ為シ必ラス他ノ方法ニ依ルヘカラス又其代金ノ正確ナル支払ニ付会社ニ対シ自カラ其責任ヲ負ヒ且自己ノ保管ニ托セラレタル総テノ貨物及ヒ灯油其他会社ニ支払ハルヘキ金銭ニ付テモ亦同様ノ責ヲ負フ而シテ灯油ノ漏洩ヲ予防シ包装ヲ害セサル様十分ノ注意ヲ用ユヘシ

売捌代理商ハ現品ノミヲ販売スヘク予メ会社ヨリ書面上ノ承認ヲ得ルニアラサレハ未到着品ノ販売ヲ為スヘカラス

第七條、売捌代理商ノ営業及帳簿ハ常ニ会社ノ検査ニ任スヘシ而シテ会社ノ要求アルトキハ売捌代理商ハ何時ニテモ自己ノ領収シ且販売シタル灯油ニ付誠実ニシテ迅速ナル計算ヲ為スヘシ

第八條、総テノ販売ニ付売捌代理商ハ其販売ノ
日ヨリ参拾日間内ニ会社ニ其売得金全
額ヲ送金スヘシ

第九條、売捌代理商ハ自己ノ費用ニテ記帳方、
売人、蔵番及灯油ノ荷卸、陸揚、蔵入
ノ監守人ヲ設備シ 市其他将来協定
ノ場所ニ於ケル会社ノ諸業務取扱ノ為
メ十分ナル人員ヲ備フヘシ
会社ハ本契約継続中何時ニテモ其意志
ヲ売捌代理商ニ通知シテ会社ノ売人ヲ
売捌代理商ノ販売地域内ニ入ルコト
ヲ得又何時ニテモ随意ニ検査員ヲ派遣
スルコトヲ得

第拾條、会社ハ桶川市其他将来互ニ協定ノ場所
ニ於ケル会社所属ノ建設物及材料ノ保
管ヲ売捌代理商ニ随時委托スルコトア
ルヘシ而シテ右等ノ物件ハ会社ノ指定
シタル方法ヲ以テ売捌代理商之ヲ使用
スルコトヲ得ヘシ
売捌代理商ハ右等物件ヲ最モ善良ナル
状態ニ保存スルノ責ヲ負ヒ本契約終了
ノ際ハ修理完全ノ状態ニテ之レヲ会社
ニ返還スヘシ

第拾壹條、本契約継続中何時ニテモ売捌代理商
又ハ其代人、使用人其他雇人若クハ
苦力ノ行為又ハ過失ニ因リ会社カ蒙
リタル総テノ損害ニ付テハ売捌代理
商ハ会社ニ対シ之ヲ賠償スヘシ

第拾貳條、売捌代理商ハ会社ノ営業ニ関シ総テ
適当ナル帳簿ヲ備ヘ之ニ業務ノ正確
ナル状況ヲ示スニ必要ナル記入ヲ為
シ会社ノ求メニ依リテハ之レカ明確
ナル説明ヲ与ヘ其他会社ノ要求ニ応
シテ諸般ノ報告ヲ為スヘシ
会社ハ何時ニテモ随意ニ営業ノ現実
ナル状態ヲ取調フルコトヲ得ルノ權
利ヲ留保ス

第拾参條、売捌代理商ハ本契約ノ各條項ヲ履行
スルノ保証トシテ会社ニ左記ノ担保
ヲ供スヘシ

金四千五百円（承認シタル担保）

第拾四條、売捌代理商カ本契約第六條、同第八
條ニ従ヒ会社ニ支払ヲ為スコトヲ怠
リタルトキハ会社ハ何等法律上ノ手
続ニ拠ラス任意ニ本契約第拾参條ニ
記載ノ担保ヲ右懈怠ニ因リ会社ノ蒙
リタル損害ノ填補ニ充当スルコトヲ
得

本契約終了後九十日ニ於テ前記担保
若クハ其残額ヲ売捌代理商ニ返還ス
ヘシ但売捌代理商カ本契約ニ依リ何
等ノ債務ナキトキニ限ル

第拾五條、本契約ハ将来何時ニテモ当事者ノー
方ヨリ壹ヶ月ノ書面予告ヲ以テ終了
スルコトヲ得但右予告ハ郵便局ノ発
行シタル書留便領収書ヲ以テ之ヲ証
ス

売捌代理商ニ於テ本契約ヲ終了スル
場合又ハ会社ニ於テ之レヲ終了スル
場合ノ孰レニ於テモ本契約継続中ニ
生シタル債務ハ仮令契約終了ノ当時
弁済期ニ達セス又ハ其当時覚知セサ
リシモノト雖總テ売捌代理商ニ於テ
之レヲ履行スルノ責任アルモノトス

第拾六條、本契約ノ條項ノ解釈ニ関シ紛議ヲ生
シタルトキハ本書ノ英文ニ依リ之ヲ
解決スヘキコトヲ互ニ約諾ス

右ノ証トシテ会社及売捌代理商ハ明治四拾貳年
九月卅日正副本書ニ署名捺印シ各其壺通ヲ保有
ス

ゼ、スタンダード、オイル、カムパニー、オブ、
ニュー、ヨーク

代表者

右立会人

売捌代理商

右立会人

左記ノ拙者共市川要蔵並ニ市川平兵衛ハ

茲ニ金壹万円也ノ限度迄本契約ノ各條項ノ履行
ヲ保証シテ売捌代理商ト連帶ノ責任ヲ負担ス

右証トシテ明治四拾貳年九月卅日左ニ署名捺印

候也

保証人
保証人
右立会人

(同内容の英文あり。但しそれには一部欠落がある。)

(日石三菱株式会社所蔵資料。)

3 1900年代のライジングサンに関する資料

ここで取り上げる資料は、1900年代前半に、関西におけるライジングサン系列の間屋6店²³⁾が共同で設立した販売組織「タンク石油連合」の設立に関する諸契約書類と、その営業成績を示す2表である²⁴⁾。1890年代以降、日本市場においてもソコニーに対するチャレンジャーとしての地位を明確にしつつあったライジングサン(サミュエル商会)のチャネルに関し、問屋側の行動から検討するための資料と言える。

(1) 「タンク石油連合」設立に関する諸契約書類

はじめに、前者の諸契約書類から紹介する。それが資料4から資料7であり、これらは何れも1904(明治37)年の5～6月に交わされた²⁵⁾。まず資料4の「取為替約諾証」は、タンク石油連合(以下適宜「連合」と略記)の旧組織が「阪神タンク組合」という名称だったこと、旧組織は大阪・神戸・和歌山・四国向けのタンク油共同販売組織だったこと、旧組合は同年4月30日で解散したこと、新組合の名称は

「関西タンク連合」とし²⁶⁾、その目的は関西におけるタンク油一手買入と、関西・北陸・中国・四国・九州地方の「商圏ヲ掌握」することにあること、新組合構成員の中では岩井石油店が最大の客を持っていたこと、旧組合の損失金²⁷⁾を創立費に編入すること、等を内容としている。

次に資料5の「新組合創立覚書」では、ライジングサン京都油槽所(詳細は不明)と長崎「ホームリング」商会²⁸⁾の販売権譲与を受けることを目的の一つとするとともに、「商館」(恐らくは同社神戸支店)に対し、「本組合及本組合ノ連合団体(後掲表2の「売り先」に当たる)ノ外ニハ一切売捌ヲ為ササル事」を要求する、としていることが注目される。

資料6の「契約書」では、連合構成員となる岩井・川西・今井・天羽・川勝・江藤の6名が「協同一致」の上タンク油一手販売を目指すことを改めて確認し、次いで「商館員」(ライジングサン神戸支店社員と思われる)の野口善四郎・大坪権六²⁹⁾を連合の相談役・顧問とすること、等が定められている。

最後に資料7の「タンク連合規約書」では、組合名を「タンク石油連合」とすること(第壹条)、岩井石油支店を連合事務所とすること(第貳条)、連合の協議によって「払込建直及売捌建直」、即ちライジングサンからの予定買入価格と連合の特約店等に対する予定販売価格とを決定すること(第五條)、「各地ニ特約店ヲ設ケ」て販路拡張を目指すこと(第七條)、「特約店ヲ設ケザル地方」は連合構成員の自由販売地域とするが、連合の予定販売価格以下での販売は禁

23) 以下の資料に出てくる6名の商人のうち、岩井文助は資料1と同一人物と見られる。川勝鹿之助と江藤岩彦については別稿で触れる。他の3名は不詳である。

24) これらの資料の閲覧に当たっては、山文商事株式会社の吉田修蔵会長をはじめ多数の方々に大変御世話になった。

25) なお、資料7の末尾にもある通り、この4つの資料は何れもタンク石油連合の中核であった岩井石油店を後に継承した山文吉田石油店の『決議書 諸報告書類』の中に収められている、手書きによる写しの文書である。

26) まもなく名称を「タンク石油連合」へと変更したことが、資料6・7から判明する。

27) なお、旧組合損失金額の1円未満の値が資料5と異なるが、どちらが正しいかは不明である。

28) 長崎「ホームリング」商会は、当該期において「九州一円のタンク油専売者」(『石油時報』1907年4月15日)であったとされている。

29) この両名についても、詳しいことはよく分からない。

ずること（第拾条），利益金乃至は損失金の分配比率を岩井 47%³⁰⁾，江藤 25% 等に決定する³¹⁾が，9 月以降は変更可能とすること（第拾壹，拾貳条），連合員の「単独秘密」の行為を禁止すること（第拾九～貳拾貳条），連合が 5 月 1 日から成立していることを改めて確認していること（第貳拾六条）等，「規約書」であるが故に，タンク石油連合の性格を知る上で重要な事項が列挙されている³²⁾。

資料 4

取為替約諾証

- 一 旧来阪神タンク組合ハ大阪神戸〇州，和歌山，四国ヲ限リタンク油販売ヲ目的トシテ組織シ其他各地方ハ組合員中単独ノ特約販売等ヲ為シ来リシモ当時石油界ハ最も多事ニシテ他油ニ対スル雄大ナル団体カ又慎重ナル商略ヲ要シ従テ関西タンク油ノ販売買入ヲ一統スルノ必要ヲ認メタルニヨリ旧組合ニ係ル諸般ノ事務ヲ終了解散シ且ツ新ニ組合ヲ組織シ其目的ヲ達センガ為メ左ノ箇条ヲ確定スルモノトス
- 一 旧組合ハ四月参拾日精算勘定書ヲ以テ最終ト為シ精算及事務ノ終了ヲ為シタルモノ依テ四月参拾日限リ旧組合ハ完全ニ解散ヲ為シタルモノナリ
- 一 新組合ハ「関西タンク連合」ト名称シ其ノ目的ハ関西ニ於ケル「ライジングサン」タンク油ヲ一手ニ買入レヲ為スコトヲ特約請求シ北陸道一円伊賀伊勢江州ヲ境シ，五畿内，山陰，山陽四国九州ヲ挙ッテ新組合ニ商権ヲ掌握シ以テ商権ノ統一ヲ完成シ収益

ヲ計ルニ在リ

- 一 新組合ハ極メテ公平ナル買入方法売捌方法，利益ノ分配方法連合統一法，奨励法其他百般ノ事項ヲ確定スル為メ組合連合規約及契約書ヲ来ル五月参拾日限リ成作為スヘシ
- 一 新組合ニ対シ岩井石油店ハ最多クノ専有〇客ヲ組合ニ提供スル若境ニ在ルヲ以テ新組合ハ岩井ノ利益ヲ損セザル程度ニ於テ公平ニ規約及契約ヲ作成スルモノトス
岩井石油店ハ実力ヲ乱用シ組合ヲ威圧シ若クハ専横ナル行為アルベカラズシテ頗ル公平ナル意志ヲ明カニスル事
- 一 商館ニ対シ五月一日以後引取り未済ニ係ル買契約品ハ総テ直段ヲ定メ新組合ニ買入レヲ為スベシ最も岩井ノ名義タルト否トヲ問ハズ総テ野田元タンク所ヨリ出荷スル一切ノ貨物（但シ京都油槽所ノ契約ハ此場合トモ限リニアラズ）ヲ含ム
- 一 四月参拾日以前即チ旧組合計算ヨリ生ジタル損失金ヨリ商館直合金ヲ引去リタル金六千五百五拾六円八拾七錢也ヲ新組合創立費ニ編入シ新組合ノ買入品ニ対シ毎函壹錢ヲ増徴シテ消却ヲ為スベシ
- 一 旧組合ニ対スル計算其他一切ノ事項ハ総テ各自同等ノ權利義務ヲ負フモノニ付キ代表者又ハ個人ニ対シ權利義務請求及ビ談判等ヲ為ス事ヲ得ス依テ如何ナル場合ト雖モ更ニ弁明賠償ノ義務ナキノミナラズ総テノ行為ヲ是認終了為シタルモノナリ

本証六通ヲ作成シ各自分有スルモノ也

明治参拾七年五月拾八日

岩井石油店支配人 吉田善三郎（印）

天羽石油店代理 福嶋春太郎（印）

今井太左エ門（印）

川勝鹿之助（印）

川西石油部代 川西徳三郎（印）

江藤岩彦（印）

30) 岩井に対する比率の変遷については，後掲表 1 も参照。

31) 但し，各構成員の比率の合計は 99.8% となっている。

32) なお，誤植が幾つか見られること，末尾の署名者に岩井（乃至は吉田）・江藤の名前が見られないこと等不審な点があるが，これは原資料が手書きによる写しであるためと思われる。資料 6 末尾の署名者に江藤の名前がないことも，同様の事情であろう。

資料 5

新組合創立覚書

- 一 新組合創立ノ目的ハ「ライシンクサン」商館輸入「タンク」石油 関西一手特約ノ上之レカ商売ヲ為スニ在リ而シテ北陸道ヲ関西販売区域タラシムルヘク商館ヘ承認セシメ又京都油槽所及長崎「ホームリング」商会ノ「タンク油」販売権ヲ当組合ヘ譲与セシメ且ツ「ライシンクサン」商会ノ賛同ヲ得テ関西タンク油ノ販売商権ヲ統一ナラシメ販路□張ノ実ヲ挙クルヲ目的トス
- 一 ライシンクサン商館ニ対シ本組合ハ左ノ特典ヲ要求証明スベシ
 - 一 本組合及本組合ノ連合団体ノ外ニハ一切売捌ヲ為ササル事ヲ約スル事
 - 一 神戸ライシンクサン、商館所属ノ右油槽所支部ノ販売権ヲ悉ク本組合ヘ譲与セシムルコト
 - 一 長崎「ホームリング」商会ニ対シ九州ノ販売権ヲ本組合ニ譲与ノ交渉ヲナスコト尤モ神戸ライシンクサン商会ノ補助賛同ヲ受クル交渉モ併行スヘキモノトス
- 一 商館ニ対スル諸交渉契約及買入法其他諸般ノ事項ハ各員協議ノ上各自適宜公平ナル一定ノ規定ヲ設ケルモノトス
- 一 本組合ノ売捌法ハ頗ルタンク油拡張上及各自利害ノ関係重大ナル件ニ付キ慎重審議ヲ遂ケ公平有利ナル売捌法確定スルモノトス
- 一 本組合ハ諸般ノ事務ヲ整理スル為メ事務所ヲ設ク

但シ名称ハ六商店ノ連名若シクハ連合事務所ト名称スルモノトス
- 一 利益ノ分配法ハ公平ナル各員ノ取得額ヲ確定スベシ
- 一 本組合ハ起創委員二名ヲ選定シ組合規約及契約書等ヲ来ル五月卅日迄作成ヲ為シ各自捺印分有スヘキモノトス
- 一 本組合ノ成立ハ事実ニ於テ五月一日以後野田タンク所ヨリ出荷ノ分ニ始ヨリ本組合所定ノ計算法ヲ実行スルモノトス

但シ野田出荷品ト雖モ本組合之商権ノ移ラ

ザル物品ハ其限リニアラズ

- 一 本組合諸経費及諸支出金ハ協議ノ上支払方法ヲ確定スルコト
- 一 五月一日、□□ライシンクサン商会ニ対シ引取未済ニ掛ル買約定品ハ悉ク本組合ニ直段ヲ定メ買入レヲ交渉ス而テタンク油販売拡張上商権ノ統一ヲ為スヘシ

但シ本組合ノ不利益タル方面ニ対シテハ或ハ時機ヲ待テ施行スヘキモノトス
- 一 本組合所要各油容器即チ空罐購買入レハ大ニタンク石油ノ盛衰ニ関係アル重大ナル件タルニ依リ慎重ナル審査ヲ遂ケ尤モ適当ノ方法ヲ□リル事
- 一 本組合諸般ノ確定ハ人頭多数決ニ依リ処断確定スルモノトス
- 一 本組合ハ旧組合解散ニ際シ生セシ損失金六千五百五拾六円八錢七朱也ヲ本組合ニ引継キ創業費ニ編入消却スヘキモノトス
- 一 本組合ノ商権維持タンク油販売拡張其他組合ノ目的遂行方針ハ着々実行シ決テ規約契約ノ作成如何ニ依リ拘束セラレサルモノトス
- 一 本組合起創委員ハ川西徳三郎（天羽兵二）代福島春太郎ノ二人ト定ム

前記分載ノ外組合整理上夥多制定スヘキ条項アリト雖トモ一切起創委員ニ囑托取定セシメ總會ニ於テ審議確定スルモノトス

本□六通ヲ製シ各自分有スルモノ也

明治参拾七年五月十八日

岩井石油店支配人 吉田善三郎（印）

天羽石油店代理 福島春太郎（印）

今井太左エ門（印）

川勝鹿之助（印）

川西石油部代 川西徳三郎（印）

江藤岩彦（印）

資料 6

明治参拾七年六月式拾参日

契約書 ライジングサン商会 タンク石油連合
神戸ライジングサン石油株式会社（サミュエルサ

ミュル商会ヲ含ム) 直輸入タンク石油及各石油並ニ鉱油ヲ吾々協同ニテ引受ケ之ヲ販売シ今ノ現状ヨリ尚ホ進テ一手専売ヲ為シ利益ノ取得ヲ安全ナラシメ将来商館ト吾々トノ間ニ生スル特典並ニ利益ノ契約等ハ一切各自吾々ニ享有スルモノトス尚利益ノ増進及商権ノ完成ニ際シ単独ノ行為ヲ嚴禁シ且ツ互ニ商権利益ヲ相侵害セザル為メ左ノ条項ヲ設ケ確守ス

条項左ニ

第壹条 岩井文助川西亀太郎今井太左衛門天羽兵二川勝鹿之助江藤岩彦ノ六名協同一致ノ上関西ニ於ケル(即チ北陸道五畿内南海道山陰道山陽道九州等) タンク油ノ一手販売ヲ為スモノトス而テ商館ニ対シ商品ノ引取ヲ簡便ナラシムル為メ互選ノ上代表者一名ヲ定メ商館ニ対シ買入及荷物引取之衝ニ当ラシム

第貳条 本連合ノ代表者ヲ互選確定為シタルトキハ商館ニ対シ左ノ照会状ヲ發シ証明ヲ受クヘキモノトス

(書式左ノ通)

照会状

一 貴社ニ対スル諸契約意見ヲ建白報告諮詢応答等重要ナル商件ハ総テ連合員一同立会ヒ又ハ各自署名捺印スヘキ連合規約ト相成居候

尚又商品引取り及買入ヲ簡便ナラシムル為メ(何ノ某)ヲ以テ連合買入代表者ト定メ買入契約荷物引取ノ衝ニ当ラシム

一 商品引取ヲ除重要ナル商件ハ必ス連合員全体ヘ御指示相成度候

関西連合員 岩井文助 今井太左エ門
川勝鹿之助 川西亀太郎 江藤岩彦 天羽兵二

右ノ通り御承認被成下度候

月 日 □ 連合捺印
ライジングサン石油株式会社

御中

第参条 本連合ノ代表者ト商館トノ間ニ於ケル商取引ヨリ生スル権利義務ハ連合団体

員ニ於テ総テ承認スヘキモノトス

第四条 本連合タンク油ノ販売奨励ヲナス為メ別ニ連合規約及連合契約書ヲ設クルモノトス而シテ其規約及並ニ契約条項カ本契約条項ニ□□ヲ生スル事アルモ総テ本契約ニ□□従スヘキモノニシテ毫モ本契約ノ權利義務ヲ損スル事ナシ

第五条 吾々ト「ライジングサン」商館トノ間ニ生スル特典及利益ニ属スル条件並ニ諸契約等ノ權利ハ各自吾々ニ享有スルモノトス

第六条 本連合ハ別ニ連合規約契約ヲ設ケ各自ノ実力販売力及□□郊ニ鑑ミ等級ヲ定メ公平ナル利益ノ分配法ヲ制定スルモノトス

但シ損失ノ負担及義務ハ総テ利益ノ分配法ノ比例ニ依リ分担スベキモノトス

第七条 本連合団体ヘ加名中ニ生スル権利義務ハ一切各自其責任ヲ負フモノニシテ聊カモ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第八条 本連合ハ商館ノ主意及ヒ本連合目的タル販路ノ拡張ヲ完成セシ為メ頗ル適當ノ奨励法ヲ連合規約ニ於テ制定スルモノトス

第九条 本連合ハ吾々タンク油大々的拡張ヲ遂行スル機關ヲ完備センガ為メ商館員タル野口善四郎大坪権六両氏ノ認諾ヲ經テ本連合団体ノ相談役且ツ顧問トシ左ノ特權ヲ附与スルモノトス

壹項 大坪権六野口善四郎ノ両氏ヲ本連合団体ノ相談役及顧問トス

貳項 野口善四郎大坪権六両氏ハ本連合団体員ト同様ノ權利資格ヲ有シ發言其他連合諸般ノ事ニ関シ総テ連合員ト同一ノ權利ヲ有ス

参項 大坪権六野口善四郎ノ両氏ハ善意ニ吾連合団体ノ發達ヲ謀ル為メ応援スルニアルヲ以テ本連合ノ利益ノ分配並ニ義務損害ノ分担ハ一切關係ナキモノトス

第拾条 本契約ハ無期限ニ応用セラレ又無期限

ニ□□効力ヲ有スルモノニアラズ雖モ
本契約主文ニモ明記スル如ク本連合ノ
現状及ビ将来生スル商館ノ□□及利益
ノ契約等カ存在スル限り有効ナルモノ
トス若シ万一商館ガ本連合ヲ無□破壊
セラルル場合ニ遭遇スルトキハ同時ニ
本契約ノ全部ハ解除セラルルモノトス
右ノ通り契約ヲ締結シ本連合員各自其一通ヲ所
有スルモノ也

明治参拾七年六月貳拾参日

岩井石油店支配人 吉田善三郎 (印)

川西亀太郎代 川西徳三郎 (印)

今井太左エ門 (印)

天羽兵二 (印)

川勝鹿之助 (印)

資料 7

明治参拾七年六月貳拾四日

タンク連合規約書

ライジングサン商館所属 タンク石油連合
神戸ライジングサン石油株式会社取扱ヒニ係ル
「タンク石油」ノ売買上本年六月貳拾参日附ケ
契約書ノ目的ニ基キ岩井文助今井太左エ門川西
亀太郎川勝鹿之助江藤岩彦天羽兵二ノ六名間ニ
於テ連合ヲ設ケ□□条項ヲ締結ス

第壹条 本組合ヲ「^マタンク石油連合ト称ス

第貳条 本組合総テノ事務ヲ統一処理スル為メ
神戸単町貳ケ□岩井石油支店ヲ連合事
務所トス

第参条 ライジングサン石油株式会社 (以下単
ニ商館ト記ス) ニ対シ買入其他諸契約
ハ凡テ連合団体ノ名義ノ許ニ執行シ□
商館ニ対シ連合員名義ヲ通知シ之ガ承
認ヲ得ル事

第四条 代表者ヲ取定メ商館ニ対シ代表者ノ姓
名ヲ通知シ之レガ承認ヲ受ケ而シテ商
館ニ対スル取引上ノ任ニ当ラシムルコ
ト
但シ代表者ノ選定ハ決議書ニ於テ取定
ムルモノトス

第五条 本連合ハ協議ノ上一定ノ払込建直及売
捌建直ヲ設ケルコト

第六条 代表者ト連合各員トノ間ニ於ケル取引
上ニ関シテハ各自適宜取定メヲ為スベ
シ

第七条 各地ニ特約店ヲ設ケ契約ヲ為シ販路拡
張ヲ為スモノトス尤モ特約地ノ契約ハ
本連合ノ承認ヲ経ルハ勿論其契約書ニ
ハ必ス連合員全体ノ調印ヲ要スルコト

第八条 本連合団体ノ販売方法ハ別ニ売捌キ方
法ヲ決議書ニ於テ確定シ適宜ニ施行ス
ベシ

第九条 特約店ヲ設ケタル地方ハ其特約店以外
ニ一切売捌キ及相場ノ発表ヲ為スコト
ヲ得ス

第拾条 特約店ヲ設ケザル地方ハ各自随意ノ販
売タルベシ

但シ連合売建直ヲ破ルコトヲ得ズ

第拾壹条 本連合員各自利益ノ分配左ノ如シ

岩井文助 千分ニ対スル四百七拾

今井太左エ門 千分ニ対スル六拾七本

川勝鹿之助 千分ニ対スル七拾七本

川西亀太郎 千分ニ対スル六拾七本

天羽兵二 千分ニ対スル六拾七本

江藤岩彦 千分ニ対スル貳百五拾

但損失及義務ハ凡テ利益分配ノ比例
ニ依リ履行分担スベキモノトス

第拾貳条 前条項利益分配率ハ八月参拾壹日迄
実行シ以向ノ分配法ハ協議之上増減
スル事アルヘシ

第拾参条 本連合計算ハ便宜ノ時機ニ於テ組合
全員立会之上執行スル事

第拾四条 販売方法及組合払込建直其他連合諸
般ノ事項等ハ総会ヲ催シ之ヲ協議決
定シ決議録ヲ作成シ各員調印分有ス
ルコト

第拾五条 本連合ニ於ケル空罐函供給買入等ニ
関シテハ別ニ方法ヲ設ケ公平適宜ニ
実行スベキモノトス

第拾六条 組合員中商館ニ交渉スル事アル時又

- ハ商況ニ就キ聞知スル時キハ各連合員ニ懇切細密ニ報告ヲ為スヘシ
- 第拾七条 商館員其他報酬ニ属スル件及連合経費支出ニ関シテハ組合決議ヲ経ル事
- 第拾八条 各地出張ハ連合決議ノ上人員及旅費手当ヲ取定ムル事
- 第拾九条 本連合員各自ニ於テハ独占秘密ノ行為アルヘカラザルハ勿論協同一致連合ノ実ヲ挙ゲベシ
- 第式十条 本連合ノ協議承認ヲ経スシテ单独秘密不徳ノ行為若クハ本契約ニ違背スル行為等決シテアルヘカラズ
- 第式拾壹条 单独秘密ノ行為ニ依リ営ミタル利益ヲ発見シタル時ハ該行為者ヨリ其利益額ノ式倍ヲ支出セシメ残ル連合員ヘ頭数割ヲ以テ分配スベシ
- 第式拾貳条 前項行為ニ依リ損失ヲ来シタル時キハ組合ハ一切其責ニ任セズ其行為者ノ負担タルモノトス
- 第式拾参条 本契約不備ノ点及ヒ必要ナル事項ハ決議録ヲ作成シ之ヲ補フ事但決議録ハ本契約ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス
- 第式拾四条 連合員中「タンク石油」^マ「サミュエルサミュエル」^マ若シクハ「ライジングサン」商館ヨリ権利利益ヲ獲得スル事アル時キハ其何種ノモノナルヲ問ハズ当然連合ノ享有スベキモノトス
- 第式拾五条 商館員大坪権六野口善四郎ノ両氏ハ吾連合ノ発達ヲ保護セル目的ニ基キ吾連合ハ両氏ヲ以テ相談役顧問ト決定シ総テ本年六月式拾参日附キ契約証ニ明記スル特権ヲ附与スルモノトス但シ両氏ニ対シテハ利益ノ分配若シクハ損失義務ノ負担ハ一切関係ナキモノトス
- 第式拾六条 本契約ハ明治参拾七年五月壹日ヨリ明治参拾八年四月参拾日迄満

ケ年間トス

但シ契約ノ継続変改ハ協議ノ上之ヲ為スベシ

第式拾七条 契約期限内ト雖モ全員協議ノ上何時ニテモ解約スル事ヲ得ヘシ

右之通り連合契約ヲ締結シ本書六通ヲ作成シ本連合員各自ニ分有スルモノ也

明治参拾七年六月式拾四日

今井太左エ門 (印)

川西亀太郎代 川西徳三郎 (印)

天羽兵二 (印)

川勝鹿之助 (印)

(以上、山文吉田石油店『決議書 諸報告書類』、山文商事株式会社所蔵。)

(2) 「タンク石油連合」営業成績

次に、タンク石油連合の営業成績に関する表 1、表 2 の紹介に移ろう。まず表 1 は、タンク石油連合と、その前身である、恐らくはやはりライジングサン製品の共同販売組織であった丸五組合・阪神タンク組合³³⁾の、利益乃至は損失金額と、各構成員に対する利益(損失)金分配額(利益金の中から創業費償却を行った 1903 (明治 36) 年 10 月から 1904 年 1 月を除き、両数値は一致する)、及び後者に対する岩井分の金額とその比率を示したものである。この表からは、丸五組合時代から阪神タンク組合時代の後半である 1904 年 1 月までは、期間により金額には差があるもののそれらが利益を上げ続けていたこと、その岩井への分配比率が常に 60% を超えていたこと、1904 年 2~3 月に大きな欠損を記録し、それに対する岩井の負担分も巨額に上ったこと、翌 4 月には岩井の分配(負担)比率が大きく引き下げられ、それは 2 ヶ月後に交わされる「タンク連合規約書」(前掲資料 7) で定められることになる 47% という比率をも下回っていること、「タンク石

33) 両組合については別稿で若干言及するが、詳しいことはほとんど分かっていない。

表1 丸五組合・阪神タンク組合・タンク石油連合、利益(損失)金額とその分配額(岩井分)の推移

(1901年10月～1904年11月)(単位:円, %)

名 称	年 次	月(日)	利益(損失) 額	利益(損失) 分配額(A)	岩井分(B)	B/A
丸五組合	1901年	10月	3,867.330	3,867.330	2,585.760	66.9
	1901～1902年	11～2月	3,000.000	3,000.000	1,967.000	65.6
	1902年	3～5月	4,345.600	4,345.600	2,694.270	62.0
	1902年	6～8月	2,699.210	2,699.210	1,673.510	62.0
	1902年	9月	779.630	779.630	483.370	62.0
	1902年	10月	817.120	817.120	506.620	62.0
	1902年	11月	179.370	179.370	111.210	62.0
	1902～1903年	12～1月	354.335	354.335	230.315	65.0
阪神タンク組合	1903年	2月	249.100	249.100	161.915	65.0
	1903年	3月	621.915	621.915	404.245	65.0
	1903年	4月20日～ 5月31日	2,833.150	2,833.150	1,699.850	60.0
	1903年	6月1日～ 8月12日	1,674.720	1,674.720	1,004.830	60.0
	1903年	8月13日～ 31日	295.217	295.217	177.130	60.0
	1903年	9月	559.425	559.425	335.655	60.0
	1903年	10～11月	4,737.753	4,311.355	2,875.670	66.7
	1903年	12月	3,383.030	3,078.560	2,052.370	66.7
	1904年	1月	2,475.145	2,252.385	1,501.590	66.7
	1904年	2～3月	△12,443.715	△12,443.715	△8,295.810	66.7
タンク石油連合	1904年	4月	△2,408.965	△2,408.965	△1,084.035	45.0
	1904年	5～6月	232.090	232.090	113.055	48.7
	1904年	7月	△767.340	—	—	—
	1904年	8月	△313.054	—	—	—
	1904年	9月	△1,790.510	—	—	—
	1904年	10月	△787.120	—	—	—
	1904年	11月	△12,581.228	△12,581.228	△7,548.738	60.0

(資料) 岩井石油店「タンク計算刺」(山文商事株式会社所蔵)。

(注) 「—」は不明を表す。B/Aは、小数点第2位を四捨五入。

油連合」成立後の1904年7月以降も欠損が相次いでいること、同年11月に再び巨額の欠損を記録し、しかも岩井の負担比率が再び60%に高まっていること、等が判明する³⁴⁾。

次に、表2は「阪神タンク組合」時代の1903年12月(表2-1)、及び「タンク石油連合」時代の1904年5～6月(表2-2)、9月(表2-3)、10月(表2-4)の各期間の収支計算書である。表の作成方法に一言触れておくと、原資料では、組合乃至は連合が各地へ出荷する

際の予定販売価格とライジングサン神戸支店(「商館」)からの買入価格との差額を「利益」とし、予定販売価格を実際の売値が下回った場合、この両者の差額を「損失」(売値が上回った場合は「利益」)として計算してある。これは、実際の売値は予定販売価格³⁵⁾と異なり、多くの場合はそれを下回る・事後的な割戻が行われることも多いという、恐らくは現在にまで至る石油業界の販売のあり方を反映した計算方法

34) なお、「タンク石油連合」は1905年1月頃に崩壊したと見られる。この点については別稿で触れる。

35) 今日の石油業界において、元売が特約店に提示する「仕切価格」と呼ばれるものと類似した性格であると考えられる。

であると思われる。しかし、こうした差額(「利益」と「損失」)の値だけでは収支の内容が判然としないので、買入価格(「払込」)とその数

量、実際の売値とその数量が判明する時期について再計算を行った。その結果が表 2-1 から表 2-4 である。これによって、「支出之部」

表 2 阪神タンク組合(1903年12月), タンク石油連合(1904年 5～6 月, 9 月, 10 月)収支計算書 (単位: 円, 函)

表 2-1 1903年12月

「支出之部」					
日付・項目	「渡シ元」※1	「払込」(A)※2	「売捌建直」※3	数量(B)	金額(A×B)
1～14日	野田	2,090	2,300	30,962	64,710.580
同上	大阪	2,110	2,310	6,008	12,676.880
15～19日	野田	2,090	2,350	4,584	9,580.560
同上	大阪	2,110	2,360	4,098	8,646.780
20～25日	野田	2,090	2,400	4,428	9,254.520
同上	大阪	2,110	2,410	5,018	10,587.980
(12月買入高)				(55,098)	(115,457.300)
岩井正味地(※4)					174.080
川西正味地					7.900
今井正味地					17.000
天羽正味地					5.800
江藤割引地ノ内割戻					250.000
割引金					50.340
和歌山出荷分1600函ニ対シ野田入用一銭替(※5)					16.000
大阪和歌山高松荷渡手数料					209.280
機密費					1,205.980
諸経費					593.910
利益金					3,383.030
合計				55,098	121,370.620

(資料) 岩井石油店『タンク計算刺』(山文商事株式会社所蔵)。表 2-4 まで同じ。

(注)「渡シ元」(※1)とは、ライジングサン神戸支店(商館)から、阪神タンク組合(タンク石油連合)への、商品の受渡所と思われる。「払込」(※2)とは、商館からの買入価格(1函当たり)を指す。「売捌建直」(※3)は、組合(連合)から、売り先への予定販売価格(1函当たり)を指す。「正味地」(※4)とは、函詰めにせず販売した地域を指すかと思われるが、詳細は不明。以上※1～※4は、表 2 に共通。「和歌山出荷分1600函ニ対シ野田入用一銭替」(※5)については、詳細は不明。買入数量(B)と売上数量(D)の合計の相違は、原資料のまま。

「収入之部」					
日付・項目	売り先	「売捌建直」	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
1～14日	大阪組合	2,310	2,137	5,865	12,533.505
同上	同上	2,300	2,147	3,345	7,181.715
同上	同上	2,300	2,117	1,973	4,176.841
同上	和歌山特約店	2,300	2,270	400	908.000
同上	同上	2,300	2,220	700	1,554.000
同上	高松特約店	2,300	2,395	375	898.125
同上	同上	2,300	2,385	10	23.850
同上	同上	2,300	2,365	100	236.500
同上	同上	2,300	2,315	100	231.500
8日	高松特約店	2,300	2,282	50	114.100
15～19日	大阪組合	2,360	2,167	1,330	2,882.110
同上	同上	2,350	2,147	2,115	4,540.905
20～23日	和歌山特約店	2,400	2,270	578	1,312.060
20～25日	大阪組合	2,410	2,167	586	1,269.862
同上	同上	2,400	2,147	2,991	6,421.677
22日	高松特約店	2,400	2,405	150	360.750
同上	同上	2,400	2,382	190	452.580
同上	同上	2,400	2,365	40	94.600
同上	同上	2,400	2,360	30	70.800
1～4日	岩井割引地	2,310	2,180	1,679	3,660.220
同上	同上	2,300	2,170	2,989	6,486.130
同上	川西割引地	2,300	2,170	341	739.970
同上	天羽割引地	2,300	2,170	150	325.500
5～14日	岩井割引地	2,310	2,210	5,093	11,255.530
同上	同上	2,300	2,200	5,484	12,064.800
同上	川西割引地	2,300	2,200	50	110.000
同上	天羽割引地	2,300	2,200	120	264.000
15～19日	岩井割引地	2,360	2,260	1,891	4,273.660
同上	同上	2,350	2,250	2,233	5,024.250
20～25日	同上	2,410	2,310	1,879	4,340.490
同上	同上	2,400	2,300	2,022	4,650.600
正味地販売分				8,704	22,950.070
(12月売上高)				(53,563)	(121,408.700)
合計				53,563	121,370.620

からは、いつ、いくらで、どのくらい買い入れ、それをいくらで売る予定だったのかが、また「収入之部」からは、いつ、どこへ、連合構成員の

うちの誰が、いくらで売る予定だった商品を実際にはいくらでどのくらい売ったのか、が明らかに³⁶⁾。

表2-2 1904年5～6月

「支出之部」					
日付・項目	「渡し元」	「払込」(A)	「売捌建直」	数量(B)	金額(A×B)
5月1～2日	大阪	2.270	2.620	40	90.800
3～17日	野田	2.250	2.500	4,991	11,229.750
同上	大阪	2.270	2.520	1,783	4,047.410
18日	野田	2.250	2.450	3,031	6,819.750
同上	大阪	2.270	2.470	294	667.380
19～6月10日	野田	2.250	2.400	9,517	21,413.250
同上	大阪	2.270	2.420	10,745	24,391.150
6月11～21日	野田	2.250	2.350	4,521	10,172.250
同上	大阪	2.270	2.370	1,456	3,305.120
11～23日	野田	2.360	2.400	3,535	8,342.600
22～23日	野田	2.250	2.320	3,860	8,685.000
同上	大阪	2.270	2.340	511	1,159.970
24日	野田	2.250	2.300	1,391	3,129.750
同上	大阪	2.270	2.320	311	705.970
24～30日	野田	2.360	2.360	335	790.600
25～30日	野田	2.250	2.270	3,048	6,858.000
同上	野田	2.210	2.270	5,205	11,503.050
同上	大阪	2.270	2.290	1,119	2,540.130
(5～6月買入高)				(55,693)	(125,851.930)
各自割引地・正味地戻シ分					324.300
特約店割戻金					37.500
契約割引金					56.430
各特約店荷渡手数料					275.790
機密費					721.930
諸経費					4,018.430
利益金					232.090
合計				55,693	131,518.400

(注) 買入数量(B)と売上数量(D)の合計の相違は原資料のまま。「収入之部」の金額の総和が「合計」に1銭不足するが、この理由は不明。「進栄舎」は和歌山特約店(組合)が名称変更したと思われる。

「収入之部」					
日付・項目	売り先	「売捌建直」	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
5月3～17日	高松組合	2.500	2.520	700	1,764.000
同上	同上	2.500	2.505	240	601.200
同上	同上	2.500	2.500	30	75.000
同上	丸名組合	2.500	2.520	515	1,297.800
同上	丸亀組合	2.500	2.400	200	480.000
同上	今治組合	2.500	2.450	230	563.500
同上	三ヶ浜組合	2.500	2.450	100	245.000
18日	北陸組合	2.450	2.400	163	391.200
同上	徳島組合	2.450	2.470	750	1,852.500
19～6月10日	北陸組合	2.400	2.350	519	1,219.650
同上	同上	2.400	2.300	191	439.300
同上	進栄舎	2.400	2.540	550	1,397.000
同上	大阪組合	2.400	2.310	363	838.530
同上	同上	2.400	2.300	12,316	28,326.800
同上	高松組合	2.400	2.420	700	1,694.000
同上	丸名組合	2.400	2.420	516	1,248.720
同上	同上	2.400	2.340	515	1,205.100
6月11～21日	北陸組合	2.350	2.300	1,008	2,318.400
同上	大阪組合	2.350	2.330	1,703	3,967.990
同上	同上	2.350	2.310	485	1,120.350
同上	同上	2.350	2.290	955	2,186.950
同上	徳島組合	2.350	2.370	700	1,659.000
11～23日	大阪組合	2.400	2.360	152	358.720
同上	泉州組合	2.400	2.390	300	717.000
同上	進栄舎	2.400	2.370	200	474.000
同上	同上	2.400	2.360	500	1,180.000
同上	高松組合	2.400	2.370	500	1,185.000
同上	徳島組合	2.400	2.390	100	239.000
22～23日	大阪組合	2.320	2.290	488	1,117.520
同上	今治組合	2.320	2.310	100	231.000
24日	大阪組合	2.300	2.290	155	354.950
24～30日	同上	2.360	2.340	95	222.300
25～30日	同上	2.270	2.260	975	2,203.500
同上	明石組合	2.270	2.310	50	115.500
同上	丸名組合	2.270	2.340	515	1,205.100
各自割引地・正味地販売分				34,614	66,956.310
(5～6月売上高)				(62,193)	(131,451.890)
京都契約金					66.500
合計				62,193	131,518.400

36) 具体的な事例で計算してみよう。表2-4の1904年10月の場合、10月1日から8日の期間に連合は、商館から野田渡りで1函当たり2円51銭の価格で3,203函買い入れる。従って、ここでの支出は2円51銭×3,203函＝8,039円53銭である。それを1函2円63銭で売るように「売捌建直」を設定する(原資料ではこれを、(2円63銭－2円

表 2-3 1904年 9 月

「支出之部」					
日付・項目	「渡シ元」	「払込」(A)	「売捌建直」	数量(B)	金額(A×B)
1～3日	野田	2,360	2,480	3,034	7,160.240
同上	野田	2,200	2,480	925	2,035.000
同上	野田	2,400	2,480	2,004	4,809.600
同上	大阪	2,360	2,360	1,500	3,540.000
4～19日	野田	2,360	2,530	12,374	29,202.640
同上	野田	2,400	2,530	4,786	11,486.400
同上	大阪	2,360	2,540	4,100	9,676.000
同上	大阪	2,410	2,540	278	669.980
20～30日	野田	2,360	2,580	2,305	5,439.800
同上	野田	2,410	2,580	2,777	6,692.570
同上	野田	2,510	2,580	752	1,887.520
同上	野田	2,400	2,580	9,000	21,600.000
同上	野田	2,400	2,580	12,336	29,606.400
同上	大阪	2,410	2,590	3,945	9,507.450
同上	大阪	2,460	2,590	1,347	3,313.620
同上	大阪	2,410	2,590	1,000	2,410.000
(9月買入高)				(62,463)	(149,037.220)
特約地割戻金					623.420
割引金					151.500
大阪組合奨励金					50.000
岩井手数料					769.680
江藤手数料					171.110
川勝手数料					40.000
川西手数料					19.290
今井手数料					18.500
天羽手数料					8.950
諸経費					1,005.580
その他損金					138.750
創業費償却					624.630
合計				62,463	152,658.630

(注)「三ツヶ浜組合」とは、表2-2の「三ヶ浜組合」と同じものと思われる。

「収入之部」					
日付・項目	売り先及び出荷人	「売捌建直」	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
1～3日	大阪組合(岩井)	2,490	2,400	305	732.000
同上	同上	2,480	2,380	228	542.640
同上	同上(江藤)	2,480	2,400	67	160.800
4～19日	武生組合(岩井)	2,530	2,330	573	1,335.090
同上	大津組合(岩井)	2,530	2,270	664	1,507.280
同上	同上	2,530	2,220	333	739.260
同上	大阪組合(岩井)	2,540	2,400	695	1,668.000
同上	同上	2,540	2,380	5,830	13,875.400
同上	同上	2,530	2,430	300	729.000
同上	同上(江藤)	2,530	2,400	1,253	3,007.200
同上	堺組合(江藤)	2,530	2,330	25	58.250
同上	同上(今井)	2,530	2,480	300	744.000
同上	同上	2,530	2,480	150	372.000
同上	泉州組合(江藤)	2,530	2,430	300	729.000
同上	進栄舎(岩井)	2,530	2,430	475	1,154.250
同上	同上	2,530	2,380	75	178.500
同上	同上(江藤)	2,530	2,430	250	607.500
同上	同上	2,530	2,380	150	357.000
同上	明石組合(岩井)	2,530	2,530	300	759.000
同上	同上	2,530	2,380	400	952.000
同上	姫路組合(岩井)	2,530	2,400	315	756.000
同上	岡山組合(江藤)	2,530	2,430	370	899.100
同上	馬関組合(岩井)	2,530	2,480	1,500	3,720.000
同上	高松組合(岩井)	2,530	2,430	400	972.000
同上	同上	2,530	2,250	350	787.500
同上	三ツヶ浜組合(岩井)	2,530	2,530	100	253.000
同上	松山組合(岩井)	2,530	2,530	50	126.500
同上	丸名組合(岩井)	2,530	2,210	512	1,131.520
20～30日	福井組合(岩井)	2,580	2,430	273	663.390
同上	同上	2,580	2,330	354	824.820
同上	同上(江藤)	2,580	2,220	193	428.460
同上	鯖江組合(岩井)	2,580	2,220	28	62.160
同上	武生組合(岩井)	2,580	2,220	191	424.020
同上	同上(江藤)	2,580	2,220	193	428.460
同上	大津組合(岩井)	2,580	2,270	2,908	6,601.160
同上	同上	2,580	2,220	340	754.800
同上	大阪組合(岩井)	2,590	2,430	200	486.000
同上	同上	2,590	2,400	835	2,004.000
同上	同上	2,590	2,380	4,893	11,645.340
同上	同上	2,580	2,480	2,220	5,505.600
同上	同上	2,580	2,470	535	1,321.450
同上	同上(江藤)	2,580	2,490	380	946.200
同上	同上	2,580	2,400	140	336.000
同上	堺組合(岩井)	2,580	2,480	200	496.000
同上	同上(江藤)	2,580	2,430	25	60.750
同上	同上	2,580	2,330	75	174.750
同上	同上(今井)	2,580	2,580	50	129.000

51 銭) × 3,203 函 = 384 円 36 銭の「利益」としてある)。そして今月買い入れた総数 57,901 函のうち、10 月 1 日から 8 日の期間に岩井から金沢組合に 195 函販売する。販売価格は 2 円 63 銭を予定していたが、実際の売値は 2 円 53 銭であり、従ってここでの収入は 2 円 53 銭 × 195 函 = 493 円 35 銭(原資料では (2 円 63 銭 - 2 円 53 銭) × 195 = 19 円 50 銭の「損失」)となる。他も同様である。

表2-3 「収入の部」の続き

日付・項目	売り先及び出荷人	売割建直	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
同上	同上	2,580	2,530	550	1,391,500
同上	同上	2,580	2,480	150	372,000
同上	同上	2,580	2,430	50	121,500
同上	泉州組合(岩井)	2,580	2,430	75	182,250
同上	同上	2,580	2,330	600	1,398,000
同上	同上	2,580	2,220	435	965,700
同上	進栄舎(岩井)	2,580	2,530	475	1,201,750
同上	同上	2,580	2,480	500	1,240,000
同上	同上	2,580	2,430	525	1,275,750
同上	明石組合(岩井)	2,580	2,530	300	759,000
同上	岡山組合(江藤)	2,580	2,480	370	917,600
同上	同上	2,580	2,430	30	72,900
同上	馬関組合(岩井)	2,580	2,480	191	473,680
同上	高松組合(岩井)	2,580	2,530	1,050	2,656,500
同上	同上	2,580	2,330	300	699,000
同上	今治組合(岩井)	2,580	2,380	200	476,000
同上	同上	2,580	2,270	200	454,000
同上	丸名組合(岩井)	2,580	2,410	1,168	2,814,880
同上	同上	2,580	2,210	146	322,660
同上	徳島組合(天羽)	2,580	2,500	200	500,000
同上	同上	2,580	2,430	300	729,000
同上	同上	2,580	2,380	200	476,000
その他への出荷 (9月売上高)				24,145 (62,463)	59,222,300 (150,868,120)
当月損失金					1,790,510
合計				62,463	152,658,630

表2-4 1904年10月

「支出之部」					
日付・項目	「渡シ元」	「払込」(A)	「売捌建直」	数量(B)	金額(A×B)
1～8日	野田	2,510	2,630	3,203	8,039.530
同上	野田	2,510	2,630	3,028	7,600.280
同上	大阪	2,510	2,640	650	1,631.500
同上	大阪	2,460	2,640	2,580	6,346.800
9～18日	野田	2,510	2,680	6,531	16,392.810
同上	野田	2,510	2,680	3,917	9,831.670
同上	大阪	2,510	2,690	453	1,137.030
同上	大阪	2,460	2,690	2,128	5,234.880
19～31日	野田	2,510	2,650	15,401	38,656.510
同上	野田	2,510	2,650	13,149	33,003.990
同上	大阪	2,510	2,660	1,551	3,893.010
同上	大阪	2,510	2,660	1,365	3,426.150
同上	大阪	2,460	2,660	3,945	9,704.700
(10月買入高)				(57,901)	(144,898.860)
岩井手数料					953.800
江藤手数料					74.760
川勝手数料					13.000
川西手数料					4.500
今井手数料					3.000
天羽手数料					17.500
諸経費					899.190
9月損失金					1,790.510
創業費償却					579.010
合計				57,901	149,234.130

(注)「—」は不明。

「収入之部」					
日付・項目	売り先及び出荷人	「売捌建直」	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
1～8日	金沢組合(岩井)	2,630	2,530	195	493.350
同上	同上	2,630	2,330	460	1,071.800
同上	武生組合(江藤)	2,630	2,430	193	468.990
同上	大阪組合(岩井)	2,630	2,470	425	1,049.750
同上	同上	2,640	2,450	1,212	2,969.400
同上	堺組合(江藤)	2,630	2,480	25	62.000
同上	同上	2,630	2,430	175	425.250
同上	同(今井)	2,630	2,580	100	258.000
同上	泉州組合(岩井)	2,630	2,580	275	709.500
同上	同上	2,630	2,430	225	546.750
同上	進栄舎(江藤)	2,630	2,530	250	632.500
同上	同上	2,630	2,530	30	75.900
同上	岡山組合(江藤)	2,630	2,530	100	253.000
同上	同上	2,630	2,480	30	74.400
同上	丸名組合(岩井)	2,630	2,510	182	456.820
同上	同上	2,630	2,410	332	800.120
同上	徳島組合(天羽)	2,630	2,630	150	394.500
同上	同上	2,630	2,500	700	1,750.000
1～31日	神戸組合(川勝)	—	—	1,300	—
9～18日	金沢組合(岩井)	2,680	2,630	191	502.330
同上	同上	2,680	2,530	187	473.110
同上	福井組合(岩井)	2,680	2,580	382	985.560
同上	同上	2,680	2,430	137	332.910
同上	同上(江藤)	2,680	2,480	130	322.400
同上	鯖江組合(岩井)	2,680	2,430	191	464.130
同上	武生組合(岩井)	2,680	2,380	141	335.580
同上	同上	2,680	2,330	131	305.230
同上	同上(江藤)	2,680	2,430	193	468.990
同上	金津組合(岩井)	2,680	2,380	191	454.580
同上	大津組合(岩井)	2,680	2,530	333	842.490
同上	大阪組合(岩井)	2,690	2,590	40	103.600
同上	同上	2,690	2,580	300	774.000
同上	同上	2,690	2,470	315	778.050
同上	同上	2,680	2,570	221	567.970
同上	同上	2,680	2,450	2,866	7,021.700
同上	同上(江藤)	2,680	2,590	213	551.670
同上	同上	2,680	2,470	1,333	3,292.510
同上	堺組合(江藤)	2,680	2,530	75	189.750
同上	同上	2,680	2,530	25	63.250
同上	同上	2,680	2,480	75	186.000
同上	岡山組合(江藤)	2,680	2,580	400	1,032.000
同上	馬関組合(岩井)	2,680	2,480	1,309	3,246.320
同上	高松組合(岩井)	2,680	2,530	50	126.500
同上	三ツヶ浜組合(岩井)	2,680	2,630	100	263.000
同上	今治組合(岩井)	2,680	2,530	300	759.000
同上	丸名組合(岩井)	2,680	2,510	800	2,008.000
19～31日	福井組合(江藤)	2,650	2,480	63	156.240

表2-4 「収入の部」の続き

日付・項目	売り先及び出荷人	売割建直	売値(C)	数量(D)	金額(C×D)
同上	同上	2.630	2.530	193	488.290
同上	武生組合(岩井)	2.650	2.430	482	1,171.260
同上	同上	2.650	2.380	432	1,028.160
同上	同上(江藤)	2.650	2.630	386	1,015.180
同上	金津組合(岩井)	2.650	2.430	191	464.130
同上	大津組合(岩井)	2.650	2.650	40	106.000
同上	同上	2.650	2.530	1,317	3,332.010
同上	大阪組合(岩井)	2.660	2.590	140	362.600
同上	同上	2.660	2.470	95	234.650
同上	同上	2.650	2.620	3,900	10,218.000
同上	同上	2.650	2.570	3,499	8,992.430
同上	同上	2.650	2.450	619	1,516.550
同上	同上(江藤)	2.650	2.640	830	2,191.200
同上	同上	2.650	2.640	270	712.800
同上	同上	2.650	2.590	887	2,297.330
同上	堺組合(江藤)	2.650	2.530	25	63.250
同上	同上(今井)	2.650	2.630	200	526.000
同上	泉州組合(江藤)	2.650	2.430	75	182.250
同上	同上	2.650	2.330	100	233.000
同上	進栄舎(岩井)	2.650	2.650	375	993.750
同上	同上	2.650	2.530	750	1,897.500
同上	同上	2.650	2.530	375	948.750
同上	同上(江藤)	2.650	2.530	250	632.500
同上	岡山組合(江藤)	2.650	2.580	600	1,548.000
同上	松山組合(岩井)	2.650	2.650	50	132.500
同上	丸名組合(岩井)	2.650	2.510	515	1,292.650
同上	徳島組合(天羽)	2.650	2.630	900	2,367.000
その他への出荷				23,354	—
(10月売上高)				(57,901)	(148,447.010)
当月損失金					787.120
合計				57,901	149,234.130

参考文献

内藤隆夫 [1998], 「日本石油会社の成立と展開—日本における『近代石油産業』の成立—」『土地制度史学』第158号。

内藤隆夫 [2000], 「宝田石油の成長戦略」『社会経済史学』第66巻第4号。

モービル石油株式会社 [1993], 『100年のありがとう—モービル石油の歴史』。